

が、町村が設置されます場合も予想されますが、市及び都の区域といふことに改めたのであります。その結果、第二項の市の規定を削つたものでございま

は、町村合併の結果、郡がいわゆる飛び地の状況をなしておりますので、その処理をはかつた規定でございまして、第一項の郡市の原則は従来通りといたしまして、第二項は、人口が半数以上でないときは、条例で隣接の他の郡市に合併するという、いわゆる強制合併区の規定を設けたのでございます。第三項は、人口が半数以上であつて、議員一人当りの人口に達しないときは、条例で、他の郡市の選挙区と合せることができる、いわゆる任意合併区の規定であります。この建前は、従来は、一、二万の人口の選挙区は合せることができるという規定になつておりますものを、半数以下は第二項の規定で強制合併区の規定を置き、第三項は従来通りの建前といたしたのであります。第四項は、これは飛び地があります場合に、この飛び地を郡の区域とみなすことができるよういたしたものでございます。

それから第十五条に入項いたしまして、議員の任期中新たに郡市の設定があつた場合の規定、現在政令で規定いたしておりますが、そのような選挙につきまして、政令で規定できるという根拠を第八項に置いたものでござります。

その次の第五条の二は、整備でございます。

次に、「第三十一条第四項中「二十五日」を「二十日」に改める。」これは総選挙の公示に関する規定でございまして、今回、運動期間を短縮いたしまして、これを二十日に改めるものでござります。それに伴いまして、三十四条は告示の規定でございますが、その規定を整備いたしております。

それから第三十三条第五項第二号中あるいは第三号中の整理は、これは教育委員会の制度が三十一年の六月三十一日、法律第六六三号によりまして教育委員の制度が廃止されましたときには、整理が十分にされなかつたものでありますて、今回この教育委員の名前だけが残つておりますのを、字句を整理いたしたのでございます。

それから「第四十九条第一号及び第二号中「郡市」を「市町村」に改める。」これは不在者投票に関する規定でございまして、從来は郡市の区域外に出ました場合に、不在者投票を認めましたのを、今回、市町村の区域外に出ました場合に認めようとするものでござります。

第五十七条第二項は、これは字句の整理であります。

それから七十二条も整理であります。

字句の整理と、教育委員会の委員の字句整理でございます。
それから「百十三条第三項各号列記以外の部分中」、これも従来の教育委員制度の廃止に伴います整理が不十分でありましたので、今回これを整理いたすものでございます。
それから百六十二条中の改正に関しましては、百十三条第三項の便乗選挙の場合におきまして、議員がすべてない場合は、やはり百六十二条中に規定することが必要であるということから、今回これを整備をいたすものでございます。
それから百二十二条の二といふ新たな規定を設けまして、これは投票及び開票の順序に関する規定でございますが、市町村で同時選挙を行います場合、あるいは府県と市町村の選挙を同時に行います場合に、その選挙の投票及び開票の順序につきまして、従来規定がなかった関係上、府県と市町村の選挙が重なります場合には、都道府県の選管委員会が定めることにいたしたものでございます。
百三十二条は、これはメートル法の実施に伴う整理でございます。
百四十二条は、今回町村長の選挙に自動車を認めるにいたしました。小型自動車または軽自動車に限ることいたしまして、認めるにいたしましたのでございます。それに伴います改正でございます。
第二百四十二条は、選挙運動用はがきに関する規定でございますが、今回衆議院議員につきまして一万枚を二万五千枚に改めますとともに、都道府県知事につきまして、参議院の地方選出議

員と同様に一万枚を、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、それを超えます場合には、「一を増すこと」に三千枚を一万五千枚に加えた数」といふことに改めますとともに、都道府県会議員は二千枚を三千枚に改め、指定都市の市長は一万枚を一万五千枚、指定都市の議員は一千枚を一千五百枚に、一般市の市長は三千枚を三千枚に、一般市の市会議員は五百枚を八百枚に改めることとしたのであります。第七号は、町村の選挙につきまして、長の選挙におきまして一千枚、議員の選挙におきまして三百枚のはがきの使用を認めるものでございます。

第二百四十二条は、通常はがきに附する規定でございますが、百四十二条の改正に伴います整理をいたすものでございます。

第二百四十四条の改正は、選挙運動用ポスターに関する規定でありまして、衆議院議員の選挙につきまして五千枚を八千枚に改め、都道府県議会議員及び市長につきまして五百枚を八百枚に、指定都市の市長二千枚を三千枚に改め、町村の議会議員及び長百枚を三百枚に改めますとともに、従来ポスターの規格がタブロイドといふことになつておりましたが、実際上裁断の結果一センチの違いがありますので、今回これを正確に規格を定めんとするものであります。

第二百四十七条はメートル法の実施に伴います整理でございます。

それから百四十八条第三項にただし書きを加えまして、点字新聞は、従来第三種郵便物の認可を得ておらず、さらには有利な取扱いをされておりました

が、選挙法上は第三種郵便物という字新聞に限つて第三種郵便物という要件を除外して、選挙の報道、評論ができるようにしてしまうとするものであります。

それから百五十五条の第一項「立会演説会に関する規定は、町村合併の結果、町村の規模が變つてきたということに伴いまして、今回この規定を改めようとするものであります。

それから百五十六条の二第四項を第五項といたしまして、第三項として新たに「班別編成による立会演説会への参加」に関する規定でございますが、演説の順序の決定が従来は一回限りでございましたのを、立会演説会を行う期間を二または三の期間に分けまして、それぞれの期間ごとに行なうことができるようになります。

第一百五十九条は、「立会演説会場の秩序保持」に関する規定でございますが、今回新たに第三項に「市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の開催に当り、会場の秩序保持に因するこの法律の規定の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見易い場所に掲示する等の方法により、立会演説会の秩序保持に努めなければならない。」、秩序保持に努める規定を置きますとともに、第一項の趣旨に従わなかつた者は、「退去

させることができること」、「退去させなければならない」という規定を

「退去させなければならない」という規定を
ことに改めようとするものであります。

次に、第一百六十五条及び第一百六十五条の二の改正は、メートル法の実施に伴うものであります。

第一百七十六条の改正は、従来「回数券十五枚」ということになつております。

しかし、これは回数券という概念ではなく、実際の実施における普通の乗車券を利用するのでございますので、「回数券十五枚」という規定を「片道普通乗車券三十枚」ということに改めようとするものであります。

第一百七十七条は同様の整理でございます。
それから、二百一一条の五、これは先ほど申し上げましたボスターのタブロイド規格の改正の点でございます。

その前に、百九十九条の四是、衆議院におきまして修正がございました。これは後ほど御説明があらうと思いま

すので、省略いたします。
第二百一一条の十一は、これはメートル法の実施に伴います整理でござります。
二百十二条、「選挙人等の出頭及び証言の請求」に関する規定でございますが、選挙管理委員会は、本章に規定する議論の申立又は訴願の提起があつた場合において、その決定又は裁決のため必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる」という規定を置きましたして、地方自治法第百条に、議会の調査権にこのよう規定がござりまして、その同様な権限を選挙管理委員会に認めまして、選挙の異議の申し立て、訴願の審査の真実を確保しよう

とするものであります。

第二項は、地方自治法第百条第二項と同趣旨の規定でございまして、民事訴訟法中、証人の讯問に関する規定の準用の関係を規定いたしたものでござります。

次に、ただし、罰金、拘留、勾引または過料に関する規定は適用いたさないものでございます。

第三項は、「第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならない」という規定を置こうとするものであります。

次は字句の整理でございます。

次は、「第二百三十九条の二各号列記以外の部分中」、これも字句の整理でございますが、同条第二号中の改正は、国有鉄道法の改正に伴いまして、國有鉄道に經營委員会というものがなくなりましたので、それに伴つた改正をしようとするものであります。

次は、第二百五十二条中の改正は、「当選人の選挙犯罪に因る當選無効」に関する規定でござりますが、「三百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

それから、次は、第二百五十二条中の改正は、同様「選挙犯罪に因る処刑」の処理、いわゆる百日裁判の規定に

は、国有鉄道法の改正に伴いまして、

次は、第二百五十二条中の改正は、「当選人の選挙犯罪に因る當選無効」に関する規定でござりますが、「三百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

それから、次は、第二百五十二条中の改正は、「選挙権及び被選挙権の停止」に関する規定でござりますが、「三百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

それから、次は、第二百五十二条中の改正は、「この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する」といたしまして、

「ただし、衆議院議員の選挙に關しては、次の総選挙から施行する」とこと

て、その場合に、第二百五十二条の二

規制違反」というものも、今回新たに

整理しようとするものであります。

「政党その他の政治団体の政治活動の

第二百五十二条の二の次に三としまして、「選挙人等の偽証罪」の規定を置くものであります。「第二百五十二条第二項と同趣旨の規定でございまして、民事訴訟法中、証人の讯問に関する規定は適用いたさないものでございます。
第三項は、「第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならない」という規定を置こうとするものであります。
第三次は字句の整理でございます。
次は、「第二百三十九条の二各号列記以外の部分中」、これも字句の整理でございますが、同条第二号中の改正は、國有鉄道に經營委員会というものがなくなりましたので、それに伴つた改正をしようとするものであります。
次は、「当選人の選挙犯罪に因る當選無効」に関する規定でござりますが、「三百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。
次は、「選挙権及び被選挙権の停止」に関する規定でござりますが、「三百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

第三項は、「第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならない」という規定を置こうとするものであります。

第三次は、前項の罪は、「告発を待つて論する」とこととしたのであります。

第三次は、白痴の場合に「刑を減輕し、又は免除することができる」といふ規定を置くものでございまして、地

方自治法第百条の第八項、第九項と同趣旨の規定でございます。

次は、「第二百五十三条、『刑事案件の処理』、いわゆる百日裁判の規定に

は、国有鉄道法の改正に伴いまして、

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十三条、『刑事案件の処理』、いわゆる百日裁判の規定に

は、国有鉄道法の改正に伴いまして、

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

の「規定に基づきその選挙区に関して同区域を有する郡又は市について必要な選挙区を設けることができる」少しだけあります。

あるときは、この法律の施行後各都道府県につき最初に行われる都道府県の選挙区を設けることができます。

第三次は、前回の選挙に際して、政黨の「規定に基づきその選挙区を設けることができる」といふ規定を置くものでございまして、地

方自治法第百条の第八項、第九項と同趣旨の規定でございます。

次は、「第二百五十三条、『刑事案件の処理』、いわゆる百日裁判の規定に

は、国有鉄道法の改正に伴いまして、

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十三条、『刑事案件の処理』、いわゆる百日裁判の規定に

は、国有鉄道法の改正に伴いまして、

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

次は、「第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」を加えようとするものであります。

におきまして「審査の期日及び裁判官の氏名の告示」が第五条でございます。

が、第四十三条は「再審査」の規定でございますが、それぞれ「二十五日」を

「二十日」に改めるものでございます。

次は、五十四条は整理でございまして、農業委員会等に関する規定でございますが、それぞれ「二十二日」に改めるものでございます。

法律、それから第八項は漁業法中、それぞれ選挙法を準用いたしております。

ので、今回の改正に伴いまして、「政黨の政治活動の規制違反」、「選挙人等の偽証罪」の規定をそれぞれ整理いたすものでございます。

それから第九項は、地方自治法の一部改正でございまして、從来選挙管理委員会は、都道府県と五大都市が、指定都市が四人でありましたので改めることといたしました。

及び町村におきましては委員の数は三

人でありますので改めることといたしました。

第十項は地方自治法の一部改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

第十一条の、促進法、十一条の五の規則に基づきまして、いわゆる特例条例を設けることといたしましたところは、前回の選挙に際して、一般選挙におきまして、この十一条の、促進法、十一条の五の規則に基づきまして、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

従前属していた郡市の区域が終了選挙区を設けることができる」少しだけあります。

いたしますと、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

選挙区を設けることができる」少しだけあります。

いたしますと、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

いたしますと、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

いたしますと、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

いたしますと、いわゆる特例条例を設けることといたしました。

四

付されております四ページに、第百九十九条の四といたしまして、「公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推されるよう名称が表示されている団体は、当該選挙に関する、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にあらわし、いかなる名義をもってする者に対し、いかなる候補者をもってするかを問わず、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となるうとする者(公職にある者を含む)に對し寄附をする場合は、この限りでない。」これが主たる条文であります。その他、これに關連する罰則規定等について所要の修正をいたしたものであります。

○委員長(小林武治君) 本案に対する質疑は、次回に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、前回に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑のおありの方は、御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

さいます。三十二年度までは、これはどの程度まで見ておられるのか。十三年度はどういうふうになりますか。その点を一つお聞きしたいと思います。

○説明員(柴田謙君) 従来は学校ごとにその関係を計算をいたしておりました。たとえば一%とか二%とかいうふうにきめておるかどうか、あるいはまた十三年度はどういうふうになりますか。関係をとります関係上、その中に休職、産休の職員を含めた標準団体の規模といふものを測定して単位費用を割り出しておりますが、従来はむしろ学校ごとでございましたので、学校ごとの単位表を見ておりましたために、特にその部分を明示をして、幾ら産休なり休職といふものを見ておるといったような見方はしていなかつたわけでござります。

○鈴木審君 昨年度、三十二年度までのたとえば小学校費、中学校費等におきまして、その教職員の数につきましては、たとえば小学校におきましては校長一人、これは市町村関係の方に載つておるので、校長一人、教諭十八人、それから養護教諭、給食事務職員として三十六人、これは小学校でございますが、こういうふうに半端な数がついておりますのですから、何か一つの指數があつて振り分けてこういう

の計算を申し上げたのでござります
市町村の場合におきましては、標準施
設としては、一般的な財政計画上の結
休率といふのは大体三%でございます
が、その率を使っております。あと
六といふのは、今おっしゃいましたよ
うな休体とか何とかそういうものを含
めての計算で、財政計画の計算を基礎
にして、それに文部省当局の御意見も聞
いて一応の規模として見ておるわけで
ござりますけれども、単位表そのもの
にはその点は市町村分には出てこない
わけでございます。

百四十人を含めております。
○鈴木壽君 中学校のを一つと、それからなお、産休だけなしに、結核とか、あるいはその他の事故によるいわゆる事故補充というのも含まれておるのかどうか、その点をあらためてお聞きしたいと思います。

○説明員(柴田謹君) 中学校の場合は標準団体で二百十校、生徒数は十一万人、教職員数は三千八百七十六人でございますが、そのうちで休職、産休は七十六人であります。お尋ねのいろいろ事故によります臨時の代替職員とか、あるいは結休職員とかいったふらなものもその中に、この七十六人なりあるいは小学校の百四十人の中に含まれておると考えていただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 教育費関係で、これとは直接関係しませんが、今までよく当委員会等におきましても問題となりましたP.T.A等の負担の問題ですが、これはP.T.A等の負担において、いわゆる教育費の特に施設関係のものに相当部分、場合によつては三分の二程度使われておるというのが実情なんでございまますが、なくするために、これは財政計画の方とも関連してくるのでございふうな建前であつたと思うのでござりますが、なくするために、これは財政

○説明員(柴田謙君) 従来でも単位費用の中では、教材費等につきましては相当厚く、財政計画上見ておられます。基準財政需要に直しますと、財政計画の基礎、つまり財政計画上は、従来は渡しきりの教材費、つまり地方負担のつかない教材費といふものも財政計画上組んでおつたのでございますが、その場合でも、交付税の概算基礎では、そのままではいけませんので、国庫負担金を見ておりましたのですが、今回は二分の一国庫負担になりましたから、さらにその内容は充実されたわけでございます。

お尋ねの点につきましては、結局、財政計画上、PTA負担等が一般公費に振りかわって参りますと、その振りかわって参りました分は、その経費が充実されていくわけでございますが、それが教育費で申しますと、単位費用にはね返つてくるはね返り方は、たとえば学校の場合で考えますならば、学校の備品の充実であるとか、たとえばビデオの質をよくするとか、あるいは教材費の中身を充実していくとかいったような格好で、単位費用を充実していくということになろうかと思うのですが、大体そういう方向で、いろいろ考えておりますけれども、何分にもPTA負担等の公費振りかえが十分

お聞きするのですが、一つは中小学校等におきまして、産休の補充とか、あるいは結核とか、その他事故補充の教職員の問題でござりますが、従来は休職その他として多少見ておるようですが、

○説明員(柴田謹君) 失礼いたしまし
た。私が申し上げましたのは道府県分
うふに見られましたのですから、
その点一つ。

係は、従来の単位表では明瞭を欠いております。今回新しい標準職員数を使うことになりましたので、その標準職員数による標準団体の教職員数の中に、休職も産休職員も含めて計算をい

ますか、交付税等において、施設関係、単なる校舎そのものだけでなしに、設備、施設等の関係において、何をそういうものを考えながら、単位費用といふものをはじき出す一つの要素

じゃございませんので、現在のところ、その辺のところは、単位費用上十分見えておるとは言えません。ただ、御指摘のような方向で将来考えていくと思います。大体おもなるものは、教材費の中身の充実と、設備、施設の充実だらうかと考えております。

○鈴木壽君 教材費の充実、それから施設の充実といふことで、特に今 P.T.A 等の負担によってまかなわれておるも、施設の面が非常に多いわけなんです。実情はそろくなつておると思うのです。この施設といつてもいろいろな思ひますが、戦後の教育が、いろいろの意味で変ってきておると、従つてそういうふうに變った教育に即応できると思ひます。しかし、今の教育からすれば、あるいは教具等が必要なのにもかかわらず、それが一向公費をもつてはやつてももらえない、というところに、今の問題の一一番大きなところがあるわけですね。あるいは教具等が必要なのには要らないものだらうとか、何かぜいたくに思ひえるような、そういうものであつても、しかし、今の教育からすれば、ぜひなければならぬと、たとえば視聽覚教育の問題なり、いろいろな問題が特に最近、そういう場合において取り上げられておるのですから、そういうものを参考した場合、これは單なる学校なり教育の場のアクセサリーじゃなくて、実質的にそれがどうしても必要なんだということの結果、勢い P.T.A の方におぶさつていくといふ格好をどちらを得なくなつてきておると思うのです。そこで、そういうわゆる設備といふものを参考していきます場合に、私はやはりこういう単位費用の需要に、私が参考しておるところでは、教材費、教具費等につきましては、私はやはり今までは十分だとは考えられません。特にだんだん高度化していく趨勢でございますので、そういう実際の需要にできるだけ近づけるように、今後とも積極的な研究を進めたいと思つております。

○鈴木壽君 重ねてでございますが、

幸い大臣もおいででございますが、

第三部 地方行政委員会会議録第三十号 昭和三十三年四月十六日 【参議院】

入れられてこないと、この問題はやはり解決しない。口では一般の財源がふえたたらそれもなくなるだらうとか何とかいろいろなことを言つても、結局は私、問題はやはりここに持ち込んで解決してゆくことによって可能になつてゐるのじゃないか、こういうふうに思ひます。今、課長さんか

らも、漸次そういう方向に持つていきたいというお考案の御発表がいただけましたけれども、重ねてこれは一つ大事な私は問題だと思いますので、局長もつともでございまして、この P.T.A.、他の公費で負担すべきものを、住民が負担しているものをすみやかになくしたいというのが、われわれ最大の念願でございましたが、今度の財政計画は非常に残念な結果になつておるのでござります。今後におきましては、その問題を最重点の一つとしてぜひ考えた結果として、交付税の単位費用におきましても、当然是正すべきものは是正ござります。とにかくならないと考えているのでございます。小中学校の教育の施設、教材、教具等につきましては、私はや

くございましたけれども、大臣のこの

問題に対する考え方についてお聞かせ

願いたいと思うのです。

○国務大臣(鈴木一君) 私は今の地方財政の問題といふのは、御指摘の税外負担の問題といふのは、國の場合なんかと非常に違つた特殊なものである。

しかも、これをどうしても解決いたしませんければ、地方財政といふのは安定したものに相ならぬと思います。

いまして、ただいままでの努力、またこれから努力も、どうして財源を確実に付与するかということをございまして、そういう方向で一つ検討いたしたいと思います。

○鈴木壽君 経費の種類のところで、この中の

厚生労働費でございますが、この中

1と2、生活保護費と、それから社会

福祉費、生活保護費は、単位費用は昨

年度より今度六十円ばかりふえている

大臣にお尋ねするのですが、これはよほど前の新聞だったと思いますが、大臣が地方財政の充実あるいはそういう面で、いろいろな新聞のタイトルによればあります。この問題が取り上げられておったと記憶しておりますが、

○政府委員(小林興三次君) これはご

もつともでございまして、この P.T.A.

その他の公費で負担すべきものを、住民が

負担しているものをすみやかになくし

たいというのが、われわれ最大の念願でございましたが、これは社会福祉費の

方から生活保護費の方へ移したといふ

ことの御説明があつて、大体わかりました。今度の数字の増減については大体

私は普通の意味での財源付与とか何とかいう格好では、解決できないのでは

ないかというふうに考えておりますが、そういう面で、局長からもお答えがございましたけれども、大臣のこの

問題に対する考え方についてお聞かせ

願いたいと思うのです。

○国務大臣(鈴木一君) 私は今の地方

財政の問題といふのは、御指摘の税外

負担の問題といふのは、國の場合なんかと非常に違つた特殊なものである。

しかも、これをどうしても解決いたしませんければ、地方財政といふのは安

定したものに相ならぬと思います。

いまして、ただいままでの努力、また

これから努力も、どうして財源を確

実に付与するかということをございまして、そういう方向で一つ検討いた

いたいと思います。

○鈴木壽君 経費の種類のところで、この中の

厚生労働費でございますが、この中

1と2、生活保護費と、それから社会

福祉費、生活保護費は、単位費用は昨

年度より今度六十円ばかりふえている

ようでございます。五十七円何が少しとどしの単位費用を去年変更をいたしました。社会福祉費の方に入れてみたのでございます。ところが社会

のところが、やつてみましたが、どういうことがふえている。ところで、朝令暮改のおしかりはやむを得ませんけれども、去年のやり方を変えて、社会福祉費は生活保護費に移すようにした、こうして参ります

と、生活保護費及び社会福祉費の経費

が実際に合うように補正されしていく基

はり福岡が製鉄を中心にして、いろいろな産業構造からして、どうもただいまの説明だけでは、私も実は三十二年一度のやつを忘れて持つてきていませんが、一覽表を見れば、柴田課長の言われた通りかどうかわかりませんが、あいう高度な工業化の進んだ、しかも一つの産業でなしに、広大な関連産業もあって、景気変動が十分調節されるといいますか、それでどうもそぞるという点が、リコール運動があつたりして、そんたくしたわけではないのですが、これはその程度にしておきま

それから郡長官にお尋ねしますが、普通交付税なり特別交付税の特別分を発表される形式なんですが、われわれも、長官が決裁をされるまでに、必ずしもそれをうかがい知る方法がないではない。しかしながら、一部の人はいち早くそれを察知して、府県や市町村に電報を打っている。君のところは幾らになつた、あれは平衡交付金の神さんだというようなことであるのです。私たち、大臣が決裁されてからといふことでせんざくしませんが、大臣の御決裁がないからまだ発表の限りであります。早くそれを察知して、それ以上せんざくしませんが、そういういなが

うに漏れていますが、一体それは与党議員には事前にいち早く連絡して、あたかもそういうことのあるように、与党議員の力添えでやつたようになります。この点はどうですか。大臣の決裁のないまでは与党議員たりといえども発表しないのか、野党議員に

はその線を廃止しながら、特に自治厅出身の大先輩に対してもその限りでないのか、その辺の規律はどうですか。

○國務大臣(鶴祐一君) 私は、私が決裁いたす前に、私のところにくる前に中身を話したいといたすといふようなことはほとんど考えられないのです。が、ひとり交付税のみならず、私自身が知つておつたといふようなことは、私自身としても決して好ましいことでございません。従いまして、これはいかがございましょう、私扱うようになりますから特にその点はかなりきびしく気をつけておるつもりでございます。私が処置をいたします前に話をいたすようなことはないと思いまして、それでもそれを恒久化すると、こういふふうになつてから特にその点はかなりきびしく気をつけておるつもりでござります。かつ、私のところで決裁をいたしましたが、それを成規の手続で発表いたしますまでの間といふものは、特に私自身気をつけておるつもりでござります。今後も、どういう事態におきましても、それを成規の手續で発表いたしますまでの間といふものには、特に

「著しく異なる」という規定があつて、そういう場合のみこの率を変えるといふふうになつてゐるのですが、われわれが聞いていますのは、「著しく」とはまあ百億程度で、それが二年ぐらいですか……、といふような説明を聞き、解説等でもそういうふうになつてゐるの

ですが、この一・五を上げた、この程度でいいとされた、過去二年くらいどういう測定でこうなつてゐるのか。まあ政治的な配慮ですから、やはり基準税に對して二六を二七・五に上げたそ

○中田吉雄君 これはまあ公共事業費の各県、市町村に対する割当更正関係その他は割合開放的で、もう大臣の決裁といふまでもなく、およそこれぐらいいくでしようといふようなことは、もう割合その辺はうかがい知ることは容易なんです、特に建設省等においては、ま

○政府委員(小林與三次君) この交付税率の問題につきましては、これはま

せんが、なかなかその辺はきびしいが、まあ大臣といつてひがみもいたし

は、まあ大先輩といいますか、その点は、よいぶ郡長官が御就任以来よくなつ

て、やつぱり二七・五ということに、この解説を当てはめてみるとどうなりますか。

○政府委員(小林與三次君) この二七・五ということになりましたのは、あります。本年度につきましては、むしろ去年の交付税率の改訂から引き継ぎの問題でございまして、今、中田

委员おつしやいました通り、理論的に、全く国税の立場で、国税の減税がかりに行われた、國につきましては減税の理由があつても、地方にはそういう

の話では、あまり根本原則といいますか、その率を変える問題の基本的な理論的な根拠といいますか、はつきりしないようですが、財務協会から出しております地方交付税法の解説を見ると、交付税の率といふものは、所得

税、法人税及び酒税に対する率は原則として変更しないのが建前で、これを変えるといふ場合は、やっぱり「引き継ぎ」、「著しく異なる」のだというこ

とで、「引き継ぎ」とは少くとも二年間、「著しく」とは百億以上といふようになると、これが二七・五に上げたそ

うの基準的な問題ですね。「著しく」、「引き継ぎ」、「異なる」ような場合に変えるのだ。そうでない場合は、三税に

リンクして変えないのだといふふうになつて、それが平衡交付金よりか違つた何だといふ説明を受けています

が、それはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) この交付税率の問題につきましては、これはま

せんが、まあ大先輩といいますか、その点は、よいぶ郡長官が御就任以来よくなつて、それを変える場合は、やはりふえ

ることをわれわれも期待するのです。われわれといふふうなことを考えて、それがいつを中心によく計算してみるといふふうなことを、交付税率の増でやるかといふふうなことを、われわれが、やつぱり準則といふものがなけれ

ばならないのですが、いろいろ財政計画で算定してみると、引き継いで少くとも二年間、著しく百億以上といふふうなことが、諸般の事情から考えて最も地

方にとって適当であろうといふ結論になつて、そいつを中心に税率を引き上げた。それが今度の二七・五になつたと、こういうのが実際の姿でございま

す。われわれがかねてからとつておる理屈からいえば、そこは相妥協が、率直に申して、行われておるといふことは事実だと思います。ああいう形で所得税の減税があれば、そのまま率をはね返せといふ主張を貫くべきものが、あらうと思ひます。われわれといたような諸般の事情で、ああいう形で妥結、こうしたことになつたのであります。

○中田吉雄君 私の党も諸般の事情で賛成しているのですが、この基準税率の増減と率の関係ですね。これはやはり昨年特に問題でしたし、また、政府与党とされば、来年度は所得税を中心一千億の減税を考慮するといふことになれば、やはりこの基準税率の増減と交付税の率といふ問題は、やはり相当、その結びつきをどういうふうに理解するかといふことが起きてくると思うのですが、私も基準税率の変動が直ちに率に、その大小にかからず、はね返るべきだという考えは持つてゐるが、本年度は、もし国税における、交付税と關係する三税の減税がないのでは、本年度は、もし国税における、交付税と關係する三税の減税がなければ、七十億くらいですか、当然ふえるべかりしものが減つているのですが、たしか法人税が百三十四億、酒税が五十五億、所得税が五十億、合計二百四十億大体減つているのですが、それは率を変える事由にはならぬ、こういふことです。

○政府委員(小林與三次君) これは今仰せの通り、ことし國税に一部の減税がありまして、減税の理由は、これはいろいろあつたのは事実でござります。それで、いろいろの理由いかんに

せよ、地方においてはその率をはね返すべきじゃないかといふ、これは理論

も主張も、現に一部にあつたことも、

これは事実でございます。われわれといたしましても、そういう問題を考えるべきじゃないかといふことも、いろ

議論もしたのでございますが、結

局、具体的な、この地方財政全般の問

題の解決策として、交付税率をどうす

るか、こういうことに関連いたしまし

ては、今の一・五%の引き上げでがま

んせざるを得まいといふ結論になつた

のでござります。

○中田吉雄君 そうしますと七十億くらいといふものは、今度の率の修正の中にもう吸収されて、十分解決済みだと、こういうことでござりますか。

○政府委員(小林與三次君) まあ、そいつもひっくり返めて、これで少くとも今年の問題は解決済みと、一応こう考えざるを得ないと思います。

○中田吉雄君 私は、まあ国税の伸びもあるし、多年苦しかった数年来的努力を思うと、まあ、ほつと一息ついた

といふような安心感から、こういう問題をもつときびしく考えておかるべきじゃないか、対大蔵省の折衝で、交付

公債の利子の問題、その他、投資とい

うわけではないのですが、少し手ぬる

い、大体今年は、例年きびしくやつておるから、今年はこの程度といふよう

なことで、地方財政に内在する困難といふのを軽く見ておられるのじやないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(小林與三次君) これは御批判をおしかりは、いろいろこれがあらうと思いますが、自治厅といてしましては、これはあらん限りの力を尽し

て、今の少くとも交付税率一・五%の問題を解決して、その他、いろいろ減税問題等もありましたが、その問題も一応帶りなく解決をして、問題を明年度以降の問題、こういうことにいたしましたが、今の直轄事業の交付公債の問題は、おしゃる通り

未解決になっておりますが、これも今後問題といたしまして、その解決に努力いたしたいと育てております。

○中田吉雄君 この交付税の対象にならぬといふものは、もうこれでいいのだ、

一番、法人税が変動が多いでしょ

う、酒税は割合安定し、所得税がそ

受けける割合は違うのですが、この三つ

といふものは、もうこれでいいのだ、

一番、法人税が変動が多いでしょ

う、酒税は割合安定し、所得税がそ

○政府委員(小林與三次君) それはごもつともでござります。それで特別交付税も必要なものはやっぱり私は確保しておくる必要があるううと思いますので、それで大体、従来必要とした実額交付税のうちにも、従来ほとんど標準的な経費として定型化しておる配り方をしておる経費が相当あります。そういうものはなるべく普通交付税の方に持つていて、そしてもう計算もはつきりさせる。地方でも早くわかる、こういう仕組みの方が、財政の運営上適切であるうという考え方もございまして、やつたのでございます。しかししながら、今申しました通り、実際従来の経験から考へて、ますますほんとうの臨時的な経費が必要だと思われるものはリザーブしてございますが、それでは、まあこの程度でいいんじゃないかなと考えておる次第でござります。

○中田吉雄君 そうしますと、三十二.

年度の特別交付税の算定要綱、道府県

分と市町村分とあるんですが、この中

の百分の二くらいのものが定型化され

たといふうな考へですか、どうなん

ですか。定型化されたものを普通交付

税に練り入れて、いろいろな諸事情の

変化には十分これで対応できる、こう

いうお考へでしようか。

○政府委員(小林與三次君) 百分の二

と申しますよりも、実額の問題でござ

います。そこで従来やつております

た、たとえば単独災害の償還費の問題

とか、緩慢灾害事業費の問題とか、あ

るは特定期について財政力補正の問

題とか、そういうようなものはもうき

ましです。

○中田吉雄君 私も先に申しましたよ

うに、特別交付金の割合を少くされる

という原則においては了承するんです

が、なかなかその配分する対象自体、

諸事情の変化というようなことから考

えて、そして毎年これをできるだけ

精緻なものにされるために、大幅な改

正がされつつある現在、間に合うかど

うか、十分事態に即応できるかどうか

ということについては、やはり今後の

補正係數等もありますが、一考を要す

問題ではないかというわけあります。

それから、今度のこの改正で、多年

懸案であります公債費対策を考えられ

ます。たゞ、形としては、仕事はき

まり切つておりますけれども、団体が

非常に特殊だ、こううものも実はあ

るのでございまして、たとえば地方の

特殊の風土病といふものは、毎年ある

ことにきまり切つておりますが、非常

に特殊な団体しか……そういうような

ものは普通交付税の算定に入れようも

ございませんので、そういうようなも

のは残さざるを得ない。団体がきわめ

て特殊であるか、需要がほんとうに特

殊であるか、そういうようなものにな

るべく限つて、そうしてほかは普通交

付税でゆきたい、特別交付税のうちで

も形のままちやつておるものになる

べく配分方式を確定してしまって、今

までは毎年々々変えておりますが、

それもできたら、そのうちのきまり

切つたものはむろしきまり切つた方式

で特別交付税でもやつちやうというよ

うな形のものを、ぜひわれわれ研究を

いたしたい、全体としてそういう考え

方で交付税の配分を考えて参りたいと

思つておるでござります。

○中田吉雄君 私も先に申しましたよ

うに、特別交付金の割合を少くされる

という原則においては了承するんです

が、なかなかその配分する対象自体、

諸事情の変化というようなことから考

えて、そして毎年これをできるだけ

精緻なものにされるために、大幅な改

正がされつつある現在、間に合うかど

うか、十分事態に即応できるかどうか

ということについては、やはり今後の

補正係數等もありますが、一考を要す

問題ではないかというわけあります。

そこで、これだけでは足

らぬのはもう明瞭でござりますから、

この公債費が、何と申しますか、団体

まで、ひどいところは補正を考えるべ

きじやないかと、こうう考へ方でござ

りますから、そういうものを百パー

セントで配るかという配り方の問題でござ

りますから、われわれといいたしまして

は、できるだけ早くすつきりとした形

で配るようなものを多く作つて、そろ

してほんとうに臨時に、予測できな

い突發的な事態が起つたものについて

まあ特交で考へる、できたらそりう

方向にできるだけ持つてゆきたいと思

います。たゞ、形としては、仕事はき

まり切つておりますけれども、団体が

非常に特殊だ、こううものも実はあ

るのでございまして、たとえば地方の

特殊の風土病といふものは、毎年ある

ことにきまり切つておりますが、非常

に特殊な団体しか……そういうような

ものは普通交付税の算定に入れようも

ございませんので、そういうようなも

のは残さざるを得ない。団体がきわめ

て特殊であるか、需要がほんとうに特

殊であるか、そういうようなものにな

るべく限つて、そうしてほかは普通交

付税でゆきたい、特別交付税のうちで

も形のままちやつておるものになる

べく配分方式を確定してしまって、今

までは毎年々々変えておりますが、

それもできたら、そのうちのきまり

切つたものはむろしきまり切つた方式

で特別交付税でもやつちやうといふよ

うな形のものを、ぜひわれわれ研究を

いたしたい、全体としてそういう考え

方で交付税の配分を考えて参りたいと

思つておるでござります。

○中田吉雄君 私も先に申しましたよ

うに、特別交付金の割合を少くされる

という原則においては了承するんです

が、なかなかその配分する対象自体、

諸事情の変化というようなことから考

えて、そして毎年これをできるだけ

精緻なものにされるために、大幅な改

正がされつつある現在、間に合うかど

うか、十分事態に即応できるかどうか

ということについては、やはり今後の

補正係數等もありますが、一考を要す

問題ではないかというわけあります。

そこで、これだけでは足

らぬのはもう明瞭でござりますから、

この公債費が、何と申しますか、団体

まで、ひどいところは補正を考えるべ

きじやないかと、こうう考へ方でござ

りますから、われわれといいたしまして

は、できるだけ早くすつきりとした形

で配るようなものを多く作つて、そろ

してほんとうに臨時に、予測できな

い突發的な事態が起つたものについて

まあ特交で考へる、できたらそりう

方向にできるだけ持つてゆきたいと思

います。たゞ、形としては、仕事はき

まり切つておりますけれども、団体が

非常に特殊だ、こううものも実はあ

るのでございまして、たとえば地方の

特殊の風土病といふものは、毎年ある

ことにきまり切つておりますが、非常

に特殊な団体しか……そういうような

ものは普通交付税の算定に入れようも

ございませんので、そういうようなも

のは残さざるを得ない。団体がきわめ

て特殊であるか、需要がほんとうに特

殊であるか、そういうようなものにな

るべく限つて、そうしてほかは普通交

付税でゆきたい、特別交付税のうちで

も形のままちやつておるものになる

べく配分方式を確定してしまって、今

までは毎年々々変えておりますが、

それもできたら、そのうちのきまり

切つたものはむろしきまり切つた方式

で特別交付税でもやつちやうといふよ

うな形のものを、ぜひわれわれ研究を

いたしたい、全体としてそういう考え

方で交付税の配分を考えて参りたいと

思つておるでござります。

○中田吉雄君 私も先に申しましたよ

うに、特別交付金の割合を少くされる

という原則においては了承するんです

が、なかなかその配分する対象自体、

諸事情の変化というようなことから考

えて、そして毎年これをできるだけ

精緻なものにされるために、大幅な改

正がされつつある現在、間に合うかど

うか、十分事態に即応できるかどうか

ということについては、やはり今後の

補正係數等もありますが、一考を要す

問題ではないかというわけあります。

そこで、これだけでは足

らぬのはもう明瞭でござりますから、

この公債費が、何と申しますか、団体

まで、ひどいところは補正を考えるべ

きじやないかと、こうう考へ方でござ

りますから、われわれといいたしまして

は、できるだけ早くすつきりとした形

で配るようなものを多く作つて、そろ

してほんとうに臨時に、予測できな

い突發的な事態が起つたものについて

まあ特交で考へる、できたらそりう

方向にできるだけ持つてゆきたいと思

います。たゞ、形としては、仕事はき

まり切つておりますけれども、団体が

非常に特殊だ、こううものも実はあ

るのでございまして、たとえば地方の

特殊の風土病といふものは、毎年ある

ことにきまり切つておりますが、非常

に特殊な団体しか……そういうような

ものは普通交付税の算定に入れようも

ございませんので、そういうようなも

のは残さざるを得ない。団体がきわめ

て特殊であるか、需要がほんとうに特

殊であるか、そういうようなものにな

るべく限つて、そうしてほかは普通交

付税でゆきたい、特別交付税のうちで

も形のままちやつておるものになる

べく配分方式を確定してしまって、今

までは毎年々々変えておりますが、

それもできたら、そのうちのきまり

切つたものはむろしきまり切つた方式

で特別交付税でもやつちやうといふよ

うな形のものを、ぜひわれわれ研究を

いたしたい、全体としてそういう考え

方で交付税の配分を考えて参りたいと

思つておるでござります。

○中田吉雄君 私も先に申しましたよ

うに、特別交付金の割合を少くされる

という原則においては了承するんです

が、なかなかその配分する対象自体、

諸事情の変化というようなことから考

えて、そして毎年これをできるだけ

精緻なものにされるために、大幅な改

正がされつつある現在、間に合うかど

うか、十分事態に即応できるかどうか

ということについては、やはり今後の

補正係數等もありますが、一考を要す

問題ではないかというわけあります。

そこで、これだけでは足

らぬのはもう明瞭でござりますから、

この公債費が、何と申しますか、団体

まで、ひどいところは補正を考えるべ

きじやないかと、こうう考へ方でござ

りますから、われわれといいたしまして

は、できるだけ早くすつきりとした形

で配るようなものを多く作つて、そろ

してほんとうに臨時に、予測できな

い突發的な事態が起つたものについて

まあ特交で考へる、できたらそりう

方向にできるだけ持つてゆきたいと思

います。たゞ、形としては、仕事はき

まり切つておりますけれども、団体が

非常に特殊だ、こううものも実はあ

るのでございまして、たとえば地方の

特殊の風土病といふものは、毎年ある

ことにきまり切つておりますが、非常

に特殊な団体しか……そういうような

ものは普通交付税の算定に入れようも

ございませんので、そういうようなも

のは残さざるを得ない。団体がきわめ

て特殊であるか、需要がほんとうに特

殊であるか、そういうようなものにな

るべく限つて、そうしてほかは普通交

付税でゆきたい、特別交付税のうちで

も形のままちやつておるものになる

べく配分方式を確定してしまって、今

までは毎年々々変えておりますが、

それもできたら、そのうちのきまり

切つたものはむろしきまり切つた方式

で特別交付税でもやつ

問題でございまして、率直に申しましても、そういう団体の償還力とか、そういうものを全然考えずに、まあ財源措置的に起債が許可された、赤字が出そうだからこの起債を許可してやれと、こういうような形で、どうしても財政計画がつじつまが合わぬから、起債で穴埋めしようという形で行われたもののが始末でござりますから、これはやむを得ずこういう措置をとつたのでございまして、去年あたりから新しく起債の許可をしておりますものにつきましては、将来こんな心配事が起らぬようには、これは一般財源とのにらみ合いで適切を期しておるつもりでございます。

ことにいたしましたのは、例の津震災害と申しますか、地盤沈下とか海岸侵食のように、これは全く当該団体の意図を超えて、天然自然で災害に準するものが起ると、こういうものは特別に考えてやらなければいかぬではないかと、いうので、災害復旧事業に準じて、普通交付税で、その元利償還費の一部は基準財政需要額で見るべきじゃないか、こういうことで、今度の改正にその問題を取り上げることにいたしたのでございます。

○中田吉雄君 先に小林局長も言われたようにある意味では、公債費は、財源が少ないので、調整的な意味も含めて出されておる面もあるし、私はもう少しあとで具体的に再建団体についてお尋ねしますが、やらないと、実際公債費問題の対策にならぬじゃないかと、いうふうに考えるのですが、いかがですか。

○政府委員(小林與三次君) それは仰せの通りでございまして、この過去の公債費問題につきましてはともかくも、まあ今さら理由をせんざくしても始まらぬでございまして、現実の団体の財政運営、並びに今後数年間、あるいはまあ十年近くなるかもしませんが、その間動きがつかぬという問題につきましては、私は、一般財源との間に合いでございますが、交付税の運用を通じても終局的に解決の道を確立してやならなくちやなるまいと、こういふふうに存じております。

○中田吉雄君 それでは、具体的にお尋ねしますが、府県が再建団体十八ありますし、小林局長のところで出されただのでしようが、昭和三十二年の十二月二十五日に再建白書といいますか、

それが出来て、特に代表的な例として佐賀県と徳島県の再建計画が出されておるのでですが、これを見て、徳島県は知事選挙を四回やらねば再建ができるようになっておる。いわば一応の紙上の再建プランと言つてもいいわけで、しかも二十九年の基準年度からすると、基準年度の交付税を私率をはじめてみたのですが、一〇〇としますと、三十三年度は一二一といふことで、あまりこれが佐賀県はふえていない。しかも地方債は、二十九年を一〇〇とすると、三十三年度は三〇%、しかも公債費の償還は、三十三年度は、二十九年を一〇〇とすると、二二三というよりな、非常な再建の容易でないことを示しますし、この傾向は徳島も同様なんですが、一体この再建計画が、補正係数をはじめるとわからぬでしようが、一体どの程度この公債費、新しい費目を起されたことによつて、徳島、長崎等はどの程度一体再建期間を短縮できるか。われわれ現地に行つてみて、全く再建ノイローゼといいますか、ほとんど県政に手がつかぬといふような状態ですが、これで一休どの程度財政事情は好転し、短縮できるか、およその見通しはいかがでしょうか。

理、去年の減だっておそらく数百人、全部合せたら數千人になるようなものを見込んでおりますし、仕事は仕事を全くがた落ちで、ひどいところは三割とか四割とかいうような仕事を圧縮するというふうな計画になつておるのでございまして、こういう計画通りとどいていやれるものじやございません。それでござりますから、われわれといいたしましては、その再建計画をともかくも実施できるような形に早く直してやらなければいかぬ、これがもう基本的な考え方でございまして、そのためには一般財源、特に交付税がある程度ふえるということが必要だつたのでございまます。まあ幸いにいたしまして、公債費という問題も一応めどがつきましたので金額が幾らいくかということまで私はつきりしたことを申しあげかねますけれども、私は今度計画を根本的に見直すとともに変えてもらいまして、そういたしますといふと、少くとも三十二年度と申しますが、三十二年度の実績の行政面規模は当然これは確保できるような計画に私は直すことができると思うのでござります。それだけじゃもちろん足らぬのであります、三十二年度すどまりといふようなほかなことをするわけにはいかぬので、その上にやはりある程度の行政のレベルを伸ばしていく、そういうこともある程度加味した計画が今度はきっとできるだろ、こういう考え方を持っております。それできちんに期間短縮になるからぬかとということになりますといふと、そこまで私も今自信を持つて申し上げることができませんが、現に期間短縮は、自主的に行なつておる府県、市町村も少くもないのでございまして、私正確な数字

は知りませんが、おそらくこの三月の末で再建団体をやめてしまったという府県、市町村が、私はやはり十くらいはあるのではないかと思います。それから、期間の短縮をおそらくやっておるのは四十くらいあるはずだと思います。これは一度まとめてまして委員会にも御報告申し上げたいと実は思つております。そういう姿がほっておいてもある程度できるはずでございましてともかくも、今度の計画変更によってどういう形になるか、そういうことを一べんわれわれを見て、また今度の対策を考えぬといかぬではないか、大体において格好がつくようになりやせぬかという、これは見当でございますが、見当をつけております。その姿を見て、なお考えるべき問題は考るようにないたしたいと存しております。

していくと、これではなかなか県民を県政につないでいくこともできないし、なかなか問題だと思うのですが、具体的に一体どの程度徳島県なり佐賀県の財政事情が好転するか、これは一体地方債の問題からきているのか、財政構造に基因する配分上のいろいろな問題のためにこうなっているのか、どの程度短縮でき、どの程度好転し、これは単に公債費の問題だけかどうか、それはいかがですか。

いたしましては、まあ財政力を離れて
仕事一点張りに走った時代があるので
ありますて、昭和二十六年、七年、八年、
九年と、このころの徳島県の事業分量と
いうものは、投資的経費と消費的経費の
比率といふものをごらん願いますと、
全国的な比率から見まして、非常に多
いのであります。しかも、その財源は
ほとんど起債であるということになつ
ておりますて、大部分は財政運営の本
義を離れた財政運営が行われておつた
といふことをも言えると思うのであります。
言いかえますれば、徳島の場合に
は、国の措置に基因する場合もあります
し、地方団体が財政運営の本義を忘
れて、とにかく仕事だ、赤字を出し
たって何を出したって仕事は仕事だと
いうことで、收支の均衡という本義を
忘れて運営した分もあるのでございま
す。まあこういうよくな考へでござい
ますが、地方財源の配分そのものにお
いて欠点があつたのも事実でございま
す。その一つは、交付税全体を通じま
して、開発経費と申しますか、いわゆ
る投資的経費の処理の仕方がまずかつ
た点が一つです。もう一つは、徳島県
の場合には、地すべりといふ特殊問題
があります。この地すべりといふもの
の特殊問題の扱いは、実際、実情は、
緩慢災害といふ言葉でいわれますけれ
ども、一種の災害であるにもかかわら
ず、それが災害復旧費としては扱われ
ませんで、全く乏しい特別交付税のワ
クで始末をされてきた。これがほかの
府県と違うところでございます。

に本年度も、財政力補正のまねいとを特別交付税でやっております。そのためにたしか、記憶ははつきりいたしませんが、基準財政需要額に直しまして五、六千万、もうちょっとありましたかの、相当の需要が増しておりますが、これを今度は普通交付税で本格的に取り上げる、そして徳島県財政を圧迫していくであろう救済にかかる、公債費の圧迫を除く。もう一つは、從来特別交付税で処理して、普通交付税で処理していない——つまり交付税上は完全に処理していかつた緩慢災害の部分につきましては、普通交付税の中にもう一つは、徳島県だけじゃ災害復旧費と同じような扱いをして解決していく。こういうことが一点。それからもう一つは、徳島県だけじゃございませんで、佐賀県あるいは高知県等も入って参りますが、いわゆる府県行政の特質からくるところの財政措置と申しますか、つまり財源の貧弱なところほど県としては財政需要が多い。その関係が態容補正係数の中にうまく現われてこない。つまり市町村の係数をそのまま積み上げて参りますのと、貧弱市町村をよけいかかえておるところは、勢い補正係数が低く出でます。ところが実際の経費は、そういう府県ほど市町村のめんどうを見るべき分野が多い。従つて経費は逆に多いのじゃないか。これを直す方法といたしましては、市町村の態容係数を積み上げていって府県の態容係数とする方法を改めなければならぬ。そこで、態容補正係数を変えようとしておるわけでござります。これらの点を改めまして、徳島県等のそういう団体に対しても、対処ができる。もちろん、理想から

いりますれば、十分とは言えないかも
されませんが、極力対処し得る態勢が
できると私たちは考えておるわけでござ
ります。どのくらいふえるかとおっ
しゃいましても、ちょっと返答いたし
かねます。と申しますのは、基準財政
収入の計算もございますし、補正係數
の算定もあるわけでございます。
ここで幾らふえるということを書きと
おっしゃいましても、私たちの口から
ははつきり言いしかねるのでございます
が、まあそういう方法で極力努力をし
てみたい、かように考えております。
佐賀県の場合はちょっと事情を異に
しておりますとして、佐賀県の財政逼迫の
原因は、いろいろござりますけれど
も、主として過去から振り返つてみま
すと、この原因は、昭和二十五年の税
制改正に実はある程度起因しておると
思います。と申しますのは、佐賀県の
ような県は、昔の地租、家屋税がござ
いました時代におきましては、相当安
定した財源を持っており、この安定し
た財源で財政運営が行われておったの
でありまして、現に、昭和二十三年、
四年、五年、このあたりの佐賀県財政
は、決してそう派手なものではござ
いませんけれども、非常に安定した、比
較的小さいなりに弾力のある財政運営
しまった。そうして地租家屋税は、固
定資産税として市町村におろされて参
りました。その間の税制改正に即応す
る即応態勢と申しますか、即応して、
財政運営態度を改めていかなければな
らない。ところが、その辺の順応がお
くれた。それがまあ佐賀県財政を困窮

に陥れた一つの遠因であります。その算定上隠されていく、いわば自由財源というのが佐賀県の場合は非常に少い。にもかかわらず、佐賀県は教育王国で、教育が非常に熱心だ。これに対して応ぜないわけにはいかない。その辺のギャップがだんだん広まって参る。かたがた、公債費問題もそういうふうに累加していく。こういうことになつていつておるのが一つの、佐賀県の財政困窮の過程をたどりますと、そういういろいろな複雑な分子が織りなして困窮を招いておる。その間、もちろん佐賀県財政の運営自身においても間違った、誤まつた点もあるのでござりますけれども、その原因は、徳島県の場合と違いまして、非常に複雑であります。で、交付税法上の、交付税配分上、これをどう解決するかという問題になつて参りますと、徳島県のようにしかく簡単には実は参りません。と申しますのは、佐賀県とよく似た県が香川県でござりますけれども、香川県も同じようなことが言えるのであります。単に佐賀県が財政再建団体ということだけで、特殊の地位を占めているのではございませんで、交付税の算定上は、公債費問題という特殊問題を別にいたしますと、佐賀県と香川県とは非常によく似ておるのでございます。どれくらい似ておるかと申しますと、面積が非常に小さい。しかも、人口は稠密である。で、言いかえますならば、人口密度が非常に高くて、しかも、その主力は農業、従つて現行の府

とになるのでござります。
そこで、これを數々方法は、一つは、先ほど来申し上げました弱小府県の懸念の態容差の縮小という問題が一つ、それから佐賀県の場合は、公債費問題に対する財政力補正というものがある程度きいて参る。もう一つは、佐賀県の場合には、海岸堤防の特殊経費があります。これは海岸保全施設の延長をはさして参りますと、別建にいたしますと、ある程度出てくるのではないか、こういう感じを持つておるわけであります。これが、基本的には、佐賀県といつたような乏しい財源を持つ県が、交付税算定上の算定上置かれております二割の留保財源、この留保財源を交付税算定上どのようにこれを補つていか、カバーしていくかということになるのであります。まして、そこになつて参りますと、投資補正の問題に結局なるのではないかと私は考えたいのであります。投資補正の問題を今までのよくなやり方で考えておきますと、実は人口密度が稠密なところは、経済構造がある程度高めのものであります。従つて投資補正係数もあまりうまくいっていない。そこで、投資補正のやり方を別のやり方で考直していかなければならぬのではないか。こういうことにならうかと考えておられます。この問題は、非常にむずかしい問題でございまして、佐賀県の救済をどうするかという問題は、私どもにとつて一つの交付税算定上の山申しますか、限界と申しますか、であります。で、今回も実は係官を派遣いたしまして、佐賀県につきましたは財政状態を、中身を全部洗つております。その洗つた結果を見まして、投資

補正等についてやはり相当の改善を加えなければいかぬのではないか、そういふに於いては、再建計画の将来の部分についても、それも相当合理化し得るのじやないかといふように現在のところ考えておりま
す。

○中田吉雄君 徳島と佐賀の財政再建計画を見ますと、先に申し上げました
ように、投資的な経費は五分の一ない
し四分の一に再建計画の間は減つて以
る。しかし公債費は倍になつてゐる。
これはまあ象徴的な問題ですが、そ
で歳入の方を見ますると、先に言わね
たような二十五年のシャウブ税制等の
改正もあり、また農業県等からして、
特別に徵税を強化するということでもな
きない。やはり職員を勤務評定その
他で整理してみてもなかなかいけない
ので、私は結局、地方交付税及び地方
譲与税の配分の中に、柴田課長のこと
ろで作られるこれはやはり試金石で、
私はむしろそういうふうになつたの
は、やはり多年大蔵省が、これまでで
ワクをふやす問題もあるが、配分上の
問題もあるといつて指摘したような問
題が、ようやく昨今緒につき出したと
いう、もう自治庁の財政局がきめる配
分方式は最善のものだという自信の強
さといいますか、そういうことによつ
て、私はむしろ特に、佐賀県等の当局
のいろいろな不手際よりか、やはり構
造上それに対応するような適切な配
分方式が確立しなかつたというところ
に於けるよな気がするのです。しか
し計算してみなければわからぬと言わ
れても、多年の勘で、およそこの程度
の測定単位を新たに改正し、補正係数

を、予定されるようなこの補正係数を合理化するということでおよそ自粛もついているでしょうが、直感的におよそどれくらいになるということは大体体わかるでしょう。幾らくらい大体によそのめどは、大観的な見通しはどうですか。

○説明員(柴田謹君) 基準財政需要額で試算いたしますと、道府県大体平均いたしまして、去年の一割二分くらいの基準財政需要額が伸びる予定である。従つて佐賀県、徳島県につきましては、少くともそれ以上伸びる。まことに申しわけございませんが、その程度で一つごかんべんを願いたいと思います。

○中田吉雄君 大体それでは、実際この十八の府県、その他市町村の再建団体で、はなはだしく事情の困難なもののがどの程度救われるかということは、実際熊容補正その他のないので、まああなたまかせでまかせると、悪いようになせぬからといふよりなことで了承しなくてはならぬので、きょう何時間もらつても、実際は私が遷延するのじやなしに、実際は問題があると思うわけであります。そこでその問題は一つ十分佐賀、徳島等を含む、はなはだしく困難なところは、まあまじめにやりさえすれば、何とか県民を県政につないでいけるという程度にはして、全く当局は、もう朝に再建、夕に再建で、何にも手がつかぬというようなことでは、過去どうであろうと、私はやはりもつと適切な措置がとるべきだとうふうに考え、そういう意見を申し上げておきたいと思うわけであります。

そこで、これはいつも問題になるのですが、この交付税の測定単位、単位費用といふものが、まあ既存の人口や施設といふものが中心で、静態的な見方で、保守的なそういう測定単位に該当するようなどころが有利に配分されてしまうといふ弊害のあつたことは、動能的な観念を入れてやられようといふことで、まあなつてはいるのですが、この後進県といいますか、その後進性を取り戻す過去の施設、行政実績等を中心としての配分と、それと将来の投資をいたしまして、そうして、その行政水準の全国的なバランスに合わせていくと、いうこの両者がかね合って果していくかるかどうかということは、やはり今度も、やつぱり必ずしもこの県民所得指數、県税指数、經濟構造指數、それらを勘案して、総合指數といふものをはじき出して、それでやるといふことが、必ずしも実際に合っていないということは、佐賀の例から言われる。特に、たとえば非常に後進性があると思われる北海道等も、上から教えることが早いほど総合指數といふものが高いというようなことから見まして、昭和三十一年、三十二年、この投資補正の観念を入れて、本年度は三年度になろうとしていかれようといふ大体の構想はあると思うのですが、それはいかがですか。

の減額に対応して、一般財源で投資的経費を与える。こうしたことを中心やつたのでございまして、やりました結果は、総合指標のとり方が重過ぎる。総合指標のとり方がまあ七割三割でございますが、この七割三割が頂頭になりますので、結局その間のひずみが、県を常識的に並べますと、途中でくるということがありますので、総合指標というものにあまり重きを置くやり方は変えたいと思います。むしろ適当な指標をとつて、そらして個別指標といふものを中心に考えていく。こういう方向に進んでいきたいと考えております。

りまして、内地の県の全部、こう一わたり見回しますと、やはり南九州とか東北とかいうものは、大体それに合つた傾向が出て参っております。ただ非常におかしいのは、今までお話しになつておりましたような人口密度と申しますが、農業中心で、ある程度所得レベルが低いと考えておるにもかかわらず、まん中に非常に多くの都市がある。たとえば仙台でございますとかあるいは石川でございますとか、こういふところでは、まん中のその都市の計数が付近の低い計数を打ち消しましておられます。

造のとり方で工夫を要する。経済構

造のとり方が二工夫と申しますのは、その賃金水準というものをある程度取り入れていただきたい、この方法でやりますと、今までの経済構造のとり方よりか実態に近いものが出て参るのであります。

それから個別指標と申しましたのは、道路について申し上げますならば、未改良の道路の全道路に対する比率でございまして、あるいは橋梁でございましたら、木橋の中で申しますと、かけかえを要します橋数の比率、こういったものをとつて、まあこういふものを中心にして指標を描いていきたい。従来のような総合指標のウエートを大きくしていつて、総合指標のウエートををうと下げるような方向へ考えていきたい、こういふうに考えております。

○中田吉雄君 いずれにしても、過去二年間の経験にかんがみ、より妥当な方式を考慮されるのでしようが、何といつてもこの態容補正が、従来は都市的な団体ですか、現有施設の数の多いところがいろいろあって有利だと思うのです。そして施設を持たない団体、今後持たねばならぬ団体というようなものに十分合うようなやはりこの態容補正を考えいただきたいということを、まあ強く希望をして、その点は終りたいと思うのですが、この段階補正ですね、数値が増加するに従つてこの単位当たりの費用が少くなる。これが府県については人口百七十万、そななると弱小団体といいますか、十分考慮されないで、あらゆる財政努力にもかかわらず、なかなか納の目の中に入れてもらえないということがあると思うのですが、この段階補正についてははどうお考えですか。

○説明員(柴田謹君) 段階補正も現在描いておりますカーブのもとでは、おっしゃるように、私どもはぎりぎり一ぱい上げておると考えております。ただ問題は、その今、段階補正をかけざいましたら、木橋の中でも申しますと、かけかえを要します橋数の比率、つかんでみますと、産業経済費について段階補正というものが一体かからぬのか、段階補正は、産業経済費の中でも人件費等は入つておるわけですが、それでも、こういうものにも段階補正がないようなものが出て参りますので、かけ得る余地はあるのじやないか、こういう方法で進みたい。個別指標のウエートを大きくしていつて、総合指標のウエートををうと下げるような方向へ考えていきたい、こういふうに考えております。

○中田吉雄君 いざりこの交付税の配分上の工夫をされていますが、結局、工場の自然的な立地、富の偏在といふような、まあ跡始末のよなこと、いうふうな問題が一つございます。そういう方向で御指摘の問題は再検討しておきます。むしろ府県の問題といたまでは、私は態容補正の方が段階補正よりもかかわらず、交付税を込めました一般財源では、ほとんど収入一人当たりは全国似たよな状態に相なつてきておる。それがむしろ私は、そうした交付税のやり方のために、かえつて地方自治に考えております。

○中田吉雄君 いたずらにこのことを重ねて希望しておきます。この海岸の保全施設の延長といふと申しますが、ここでお尋ねいたしたいのは、静岡県の浜名湖。それから長崎県の大村湾というよなものは、一体これはどうなるんですか。私よく詳しく述べますか、かすみがかかるようないいことは聞かぬので伺いたいんですが、長崎の大村湾といふものと浜名湖といふものは、湾と湖といふものは違うが、性格はあまり変わらないと、これを浜名湖と同じような計算をしてもらわなければなりません。市町村の総合的な指導をめぐる問題を、これは通産省等にまかせずに、自治庁としてもつとこりでやっているような工場配置法といふようなもので経済構造をバランスしていくといふようなことが必要じゃなかつたらねといふことがあります。おっしゃる点、非常に私も同じような考え方を持つて事に当たりますけれども、そなつたものも、要は一体工場配置なり経済の均衡、文化の適正な置き方、そなつたことに実は重点を置いていかなきやいかぬ、こう考えております。おっしゃるのも、やはりねらいは、もつとバランスのとれた、国全体の発達をする点において段階補正といふものが一体かからぬのじやないかという主張を持ち、また、それを扱いますする方との協議はいたしておりますつもりであります。実際、現在の各県の税の収入一人当たりで比べてみまして、税の収入と、交付税の限りにおきましては、まあ大村湾もこの計算上は、面積として調査所が公示したものを使つておりますので、そこの限りにおきましては、まあ大村湾も入れるような取扱いはできにくい、まあこういうことでござります。

○中田吉雄君 実は私、地方行政の森委員、それから安井謹君等と一緒に、だいぶその関係で西海橋の辺が浜名湖の海に連なつてある点と相違があるから、私はやはり通産省、企画庁、その他にまかせ切らずに、こういふ問題も本格的に取り組んで、一つ工業をどう配置するかということを一つ研究していただきたいと思うわけであります。

これはどうなんですか。今度は海岸の延長ということに入つてくるんですか、大村湾はどうなんですか。

○説明員(柴田謹君) これは、大村湾の海岸が海岸保全施設になつておりますが、それは知事が指定するのであります。現に在指定しておるかどうか、私は承知いたしておりません。ただ、面積の中に入れて参りますと、それは面積を測定単位にしている部分はふえますけれども、まあその他の面積ですから、ふえたとしても微々たるもので、端数程度しかふえないだろうと考えております。

○中田吉雄君 その直觀は、勘といふものは、まだ私はじいてみにやわからぬと思いますが、私はあまり構造——地質調査所ですか、それの結果はともかく、あんまり変わぬよろに思ひうんであります。その点、一つ具体的に検討してみていただきたいことを申し添えておきます。

それから、これはちよつと忘れたんですが、投資補正というものが、府県だけですかね、市町村はまだそういうことをやる必要ないということなんでしょうね。技術的な問題ですか、それはどうなんですか。

○説明員(柴田謹君) 理論といつましても、市町村にもかけ得るのでござります。従いまして、今回の改正法律案で、市町村にもかけ、適用し得るようになります。

○中田吉雄君 教育費の問題ですが、これはすでにわが党の加瀬委員等からも質問があつたように承つておるんですが、今度、小中学校の測定単位の中から学級数というものを落す結果は——教員数に比べて落したわけです

ね。これを落すことがどういう影響を及ぼすか。この学級数といふものは、学校教員数の中には吸収されて、完全な意味で含まれているかどうか。私は

是、これは児童数が少くて、分教場や定単位の仕方では大都市が有利になつて、一学級当たり定員フルに入つてあるところが有利になつていく結果にならないか……。

○説明員(柴田謹君) 結果的に見ますと、有利になるのか、今までが不利でありますけれども、従来のやり方では、標準定数といつたようなものがございませんので、児童数と学級数、学校教員数と三本建にして、そうして学校教員のところ

で校長の経費を見、学級数と児童数を通じて教員数を仮想しておつたわけでございます。今度標準定数が学級数を基礎にして出て参りますので、さよう配慮はなくなつた。むしろ標準定数を基礎にして計算した方が、より実態に即したものができる、今までよりかむしろ合理化されるとわれわれは考えております。

○中田吉雄君 これは今度できます定数確保の法案ですか、それと関連しておられます。その結果が、むしろ定数確保ということだが、かえつて演つていくところができるんじやないか。この測定単位はたしかずつと変つてきて、児童数と学級数、学校教員数といふものと同じような比重で考えて、児童数を軽く見ていたのが、たしかだんだん

人と児童数と学級数、学校教員数といふのと同様の比率で考えて、児童数に比べて学校と学級が多いところの問題を考えておつたんですが、そういう経緯があるんですが、いろいろこれは

文部省との関係もあるでしょうが、私はそういうおそれがないかということを結論として……、それは大丈夫なんですか。

○説明員(柴田謹君) 経過的には御指摘通りでございますが、学級数というものを基礎に置いて標準定数を計算する方式になつておりますので、小さな学級をたくさん擁しておるところは、それなりに必要な計算が出て参りますし、むしろ今までの荒い計算よりもこちらの方が合理的だと考えております。

○中田吉雄君 それではもうやめますが、この交付税の総額は二千二百四十億ですか、という膨大なものですが、この計算方式のむずかしさ——難解と申します。

○中田吉雄君 それではもうやめますが、この交付税の総額は二千二百四十億ですか、といふと柴田課長はまあ忙しくて、ほとんど柴田課長の一存で(笑声)一存とは言いませんけれども、そこできまつて、やはり大いに火を見るよりも明らかでござります。そこでいろいろ被害農家に対する対策は、別の委員会等でもむろん講じられるわけであります。直接この委員会に関しまする問題といたしましては、この罹災農家に対する租税の減免措置の問題と、特にただいま審議を願つております交付税につきましては、災害による税収入の減、あるいは災害のための経費の増加に対する府県市町村に対します特別交付税の強い要請が起つておることは御承知の通りであります。ところで、今回この特交の額が八%から六%に減らされたとなることでありまして、例年必要な実額はリザーブするという意味で、六%で足りるということでお付されております。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林武治君) 佐野廣君が辞任いたしまして、木村篤太郎君が補欠選任されました。私は希望して、まだたくさんありますが、委員長の御要請で、これで終ります。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。おありの方は贅否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

でございますが、突発事項で、たゞいまをおきましては機会がありませんのはないかと思いますが、それに対しまして十分対処できる御用意があるかどうか、これについてお伺いするとともに、自治庁長官にぜひ一つ善処を御要望申し上げたいと思います。

○國務大臣(郡祐一君) 確かにこのまでもあります。この三月の末に三十一年の被害が百十億、その次の二十八年が九十億、かかるに今回は、今判明しておるだけでも二百十二億、誇張ではありません、まったくこれは未曾有だ。麦秋等になりませば、これは大きな問題になつてくるといふもので、なかなか国会でも十分審議を尽すことができないので、大臣や

ことは火を見るよりも明らかでござります。そこでいろいろ被害農家に対する対策は、別の委員会等でもむろん講じられるわけであります。直接この委員会に関しまする問題といたしましては、この罹災農家に対する租税の減免措置の問題と、特にただいま審議を願つております交付税につきましては、災害による税収入の減、あるいは災害のための経費の増加に対する府県市町村に対します特別交付税の強い要請が起つておることは御承知の通りであります。ところで、今回この特交の額が八%から六%に減らされたとなることでありまして、例年必要な実額はリザーブするという意味で、六%で足りるということでお付されております。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

おありの方は贅否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認めます。

採決に入ります。
四月十五日本委員会に左の案件を付託
された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は三
月三十一日)

地方交付税法の一部を改正する法律
案を問題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の諸君の挙手を求
めます。

【賛成者挙手】

○委員長(小林武治君) 全会一致と認
めます。よって本案は、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会
議における委員長の口頭報告の内容、
第七十二条により議長に提出すべき報
告書の作成、その他自後の手続につき
ましては、慣例により、これを委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認め、さよなら決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の
署名を付することになつておりますか
ら、本案を可とされた諸君は順次、御
署名を願います。

多数意見者署名

大沢 雄一	館 哲二
小柳 牧衛	西郷吉之助
伊能 芳雄	成田 一郎
本多 市郎	加瀬 完
中田 吉雄	松澤 兼人
鈴木 勝	久保 等
森 八三一	白木義一郎

○委員長(小林武治君)
にて散会いたします。
午後四時六分散会

昭和三十三年四月二十一日印刷

昭和三十三年四月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局